

議案
第8号 ▶ 可決

自転車駐車場条例の 一部改正

新白岡駅東口自転車駐車場を閉鎖するため、本条例の一部を改正するものである。

問 条例改正前に地元行政区長に対して説明は行われたのか。また、地元行政区長はどのような意見をお持ちであったか伺う。

答 1月30日に開催した市民説明会に先立ち、昨年11月に新白岡駅東側に行政区のある上野田1区、高岩1区、高岩1駒形区、高岩2区、新白岡1丁目区、2丁目区、3丁目区、新白岡グランガーデン区の各行政区長に説明を行った。

各行政区長には、新白岡駅東口自転車駐車場の閉鎖に対する理解をいただき、特に反対の意見はなかった。また、閉鎖後の跡地利用について、一部の行政区長から地域住民が集まれる施設を希望するとの意見をいただいた。

問 市民説明会で参加者から要望があった屋根の設置等について、どのような対応をしていくのか。

答 新白岡駅東口周辺には、3箇所の民間駐輪場があるが、市民説明会で意見のあった原付バイクの月極^{つきぎめ}と屋根の設置について要望したところ、そのうち2箇所から原付バイク月極について前向きな話をいただいております。屋根については1箇所から検討するとの回答をいただいている。市民からの意見を尊重しながら、できることを進めていきたい。

問 閉鎖後の施設の利用予定はどうなっているのか。

答 安心安全課では検討していない。閉鎖後は、施設に人が入らないように対応を行い、その後の跡地利用については今後検討していく。

議案
第9号 ▶ 可決

土地開発基金条例の 一部改正

土地開発基金の一部を取り崩し、一般会計へ繰り入れることを可能とするため、本条例の一部を改正するものである。

問 土地開発基金の役割は都市施設整備のための土地の先行取得であるから、土地開発基金の取崩しは都市施設整備の遅れを意味する。

補正予算案ではむしろ1億円の積増しを行っており、取崩しが必要な状況は近い将来には考えられないため、今回の改正は不要ではないか。財政調整基金への積替えのような濫用行為はないと約束するか。

答 都市計画事業等が進展し、一般会計での買戻しが進んでくると、土地開発基金が保有する現金に余裕が出てくる。その際、事業用地の取得に対して適正な規模を残した上で、基金が保有する現金の有効活用を図りたい。

そのため、ここ数年の間に取崩しが必要ということではないが、現在、取崩しの規定のない土地開発基金条例に、新たに取崩しを可能とする規定を設ける。

取崩しを行うに当たっては、議会の議決が必要で、安易に基金の額を変更できるものではない。制度を濫用することなく基金の設置目的に従い、法令の規定に照らし、慎重かつ適正な運用管理に努める。

議員提出議案

議提案
第1号 ▶ 可決

市議会会議規則の 一部改正

市議会の会議録は、会議録検索システムで広く一般に公開され、いつでも閲覧可能な状態にあることから、紙媒体の会議録の作成・配布を必要最小限にするものである。議会のデジタル化・ペーパーレス化の推進を図るものである。

